

平成28年度第10回山口市農業委員会農地部会議議事録

- 1 日 時 平成29年1月19日（木）午前9時30分～午前10時50分
- 2 場 所 小郡総合支所 3階 第5会議室
- 3 出席者 (1) 出席委員（20名中19名：農地部会委員19名及び会長1名）
木原 義則、小野 基之、中川 恵美子、片山 潤之、海地 博志、藤原 敏郎、勝本 紘、渡邊 輝男、恒富 竹司、長尾 進、
藏重 秀雄、永松 之生、金子 哲昌、佐々木 慶市、綾城 初江、
田戸 洋志、中村 敏、山根 伊都子、安田 敏男

(2) 欠席委員（1名）
藤村 守

(3) 事務局
有田局長・山根副参事・杉山主査・柴崎

(4) 会議傍聴人
なし
- 4 会議 (1) 議事録署名委員指名

(2) 議案審議

(3) その他連絡事項

木原部会長

皆様、おはようございます。

ただいまから平成28年度第10回山口市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日は在任委員数19名中、出席委員数18名、欠席委員1名、在任委員の過半数を超えておりますので、本日の会議は成立しております。

まず、本会議の議事録署名委員に、徳地地区の田戸 洋志委員と北部地区の中川 恵美子委員を指名します。

よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

本日の審議は、農地法に係る3条・4条・5条、

農用地利用集積計画の審議、農用地利用配分計画に対する意見聴取について、及び現況証明についてです。

審議後は報告事項として、農地法関係の届出等の状況、転用諮問事案に対する答申となっております。

それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局杉山

それでは1ページをお開きください。

あわせて参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、仁保中郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから南西へ670mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、128アールとなります。

議案第2号、中尾です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ2.7kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人からの申し出により、現在耕作している農地を譲り受けるものです。

取得後の経営規模は、138アールとなります。

事務局杉山

議案第3号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから北へ950mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し農業経営の拡大を図るものです。取得後の経営規模は、104アールとなります。

議案第4号 嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北東へ1.2kmに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある、第3種農地です。

以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域内にある第3種農地と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

遠方に住む親族に代わって管理をしてきたが、弟に耕作の予定がないため、弟の持分を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営面積は61アールとなります。

議案第5号、阿東徳佐下です。

申請地は、JR鍋倉駅から北東へ1kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、萩市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人は高齢で管理が困難なため、贈与として譲り受けるものです。

取得後の経営規模は、53アールとなります。

以上の農地法第3条の全議案につきましては、農地法第3条第2項各号の不許可の事由には該当せず、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、先日、担当地区協議会において、現地調査および議案審議を過て、農地部会に提出されております。担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

長尾委員	参考までにお尋ねします。今回の3条について無償移転が3件ありますね。わたしは阿知須ですけど、圃場整備をやっていないところや荒れたところを無償でというお話がありますけど、2号議案について何か無償移転の要因があればお尋ねします。
片山委員	譲渡人は高校の教師で転勤族です。町に出ていてまったく農業をする気は無いです。また、もともと小作で預かっており、ご存知のように山の中にあり猪の運動場に近いところです。この周りも、上の方も年寄りの人がただでもいいから貰うてくれんかといって歩いたがなかったそうです。申請地を荒らすわけにはいかんからただで貰うてくれんかということです。以上です。
木原部会長	他にありませんか。
海地委員	今言われたように担い手がいないなかで、あちこち無償譲渡というお話が出ている。私のところは陶で地域全体が未整備田ですが、昔は山陽本線から南側は海で干拓をしまして、大きい田は3反、小さい田は3畝、4畝という田もあります。農道は狭く軽四がやっとすれ違える程度の農道が縁にあって作ろうと思えば何ぼでも作れるんですけど、休耕田になって10年以上経過している圃場があったんですけど、もう一枚も道の縁で2反近くあったんですけど、どうしても売りたいという話がありまして、1枚は買おう、もう1枚はいらないとなりまして、1枚は売買して、もう1枚は誰も作り手が無くそのままでした。ただでもいいから貰うてくれといっても、排水の問題もあります。最近、私の耕作している田の隣のことで、所有者が高齢化してただで貰ってくれたらうれしいといわれたが、反当13万円で買いました。話し合いの中で買い手が、ただで貰うといったらそれっきりです。近所の話でも半分以上は無償移転という話になって、今日の審議事項をみましたら全部近くが無償移転という現状です。陶は以上のような現状です。
木原部会長	他にありませんか。
金子委員	5ページの5号の問題で付け加えますが、ここは高齢で、ご主人が3年前に亡くなられたのですが、8年前まで県庁に勤務されており、そのときの同僚が譲請け人の●●さんと●●●●●●●●●●●●●●●●の専務理事の●●さんと阿東生雲で農業をしている●●さんの3人で引き受けられたんです。代表者は萩市佐々並で農業を営んでいらっしゃる●●さんの奥さんで、10年前から新規就農で農地を取得され、稲作の栽培をされていらっしゃる。経営については、以前から3人で共同経営で、作業上の農機具は従来からのもの

金子委員	のを利用され、労働力については地元に住られます●●さんが主体で、●●さんと●●さんは助手的なことをされます。小規模経営は、ほかにやる人がいないのでこうゆう格好でやることになりました。以上です。
木原部会長	他にありませんか。 【意見なし】
木原部会長	特に意見がないようですので、以上で農地法第3条申請についての議案審議を終わります。 それでは採決に入ります。 ただいま審議しました農地法第3条に係る議案第1号から議案第5号について一括で採決を行います。 農地法第3条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】
木原部会長	挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第3条に係る申請については、全て許可といたします。それでは次に、農地法第4条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。
事務局杉山	それでは6ページをご覧ください。 合わせて参考位置図6ページをお開きください。 議案第6号 嘉川です。 申請地は、JR上嘉川駅から北東へ1.2kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。 申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。 住環境に恵まれ、共同住宅を求める要望が多くあるため、需要が見込めることから、共同住宅を建設するものです。 議案第7号 小郡新町六丁目です。 申請地は、JR上郷駅から北西へ260mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。 申請人は、防府市内に主たる事務所を有する、社会福祉法人です。

事務局杉山

入所者数の増加に伴い、子供の遊び場、及び施設の催しに利用できる運動場の要望が増えてきたため、施設に隣接する申請地の一部を運動場として使用するものです。

以上の農地法第4条に係る全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いとため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

この議案は、先日、担当地区協議会において現地調査および議案審査を過て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

恒富委員

7号議案について補足説明をします。場所の説明をします。申請地の前に大きな家がありますがこれが施設なんです。何年か前に施設の利用者が畑として使用する理由で取得したんですが、子供の遊び場がほしいということ今回の申請になりました。残りは畑として使う状況です。

木原部会長

他にありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第4条申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第4条に係る申請について、議案第6号および議案第7号について採決を行います。

農地法第4条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

それでは、次に、農地法第5条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局杉山

それでは、8ページをご覧ください。

合わせて参考位置図8ページをご覧ください。

議案第8号、仁保下郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから西へ1.1kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

家族も増え手狭になったため、実家に隣接する申請地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第9号、大内矢田北二丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから東へ200mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

閑静な住宅街で近隣の分譲地の売れ行きも良く、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第10号、大内矢田北三丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南東へ110mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

閑静な住宅街で近隣の分譲地の売れ行きも良く、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第 1 1 号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから南西へ 1. 4 k m に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、周南市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電事業に参入するものです。

議案第 1 2 号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから南西へ 1. 4 k m に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、広島県広島市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電事業に参入するものです。

議案第 1 3 号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから南西へ 1. 4 k m に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、岩国市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電事業に参入するものです。

議案第 1 4 号、吉敷赤田一丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ 6 0 0 m に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

住環境に優れた校区であり、需要が見込まれるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第 1 5 号、吉敷赤田一丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北西へ 5 6 0 m に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

閑静な住宅地にあり、近隣の開発地の売れ行きも好調なため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第 1 6 号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南東へ 6 8 0 m に位置する、用途地

域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

周辺の宅地化が進み、交通の便がよく立地条件が良いため、宅地分譲するものです。

議案第17号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南西へ1.6kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住し、建設業を営む者です。

業務が好調で、資材置場が不足するため敷地拡張するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、既存施設の拡張であり、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第18号、幸町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から西へ750mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

閑静な住宅街であり、近隣の開発地の売れ行きも好調なため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第19号、矢原です。

申請地は、JR矢原駅から北東へ400mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

現在、借家住まいであるが、子供の成長に伴い手狭となったため、自己用住宅を建築するものです。

議案第20号、矢原です。

申請地は、JR矢原駅から北東へ400mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

通学、買物等の住環境に恵まれており、需要が見込まれるため宅地分譲するものです。

議案第 2 1 号 嘉川です。

申請地は、嘉川地域交流センターから北東へ 7 0 0 m に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

周辺の宅地化が進み、学校にも近く、住宅地としての需要が見込めるため、建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第 2 2 号 嘉川です。

申請地は J R 深溝駅から北東へ 9 4 0 m に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、市内に居住する、団体職員です。

自宅への進入路が狭く、車での通行が困難であるため、申請地を取得し、新たに進入路を設置するものです。

議案第 2 3 号 佐山です。

申請地は、J R 周防佐山駅から北東へ 4 8 0 m に位置する、公共施設から比較的近い距離にある、第 2 種農地です。

申請人は、宇部市内に居住する、会社員です。

義父所有の申請地を譲り受け、自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

議案第 2 4 号 小郡下郷です。

申請地は、J R 上郷駅から南西へ 6 4 0 m に位置する、用地地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

閑静な場所にあり、交通の便がよく、需要が見込めることから宅地分譲するものです。

議案第 2 5 号 小郡下郷です。

申請地は、小郡総合支所から南西へ 9 2 0 m に位置する、用途地域内にある、第 3 種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

現在使用しているゴミ置場が狭く、新しい住人も増えたため、道路に隣接し、管理しやすい申請地を借り受け、ゴミ置場として利用するものです。

なお、申請地は、平成 2 8 年 5 月に農地法の許可を得ることなく埋め立てら

れたものですが、川西地区協議会で追認が認められ、申請人からは、今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

議案第26号 小郡新町二丁目です。

申請地は、JR上郷駅から南西へ800mに位置する、用途地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

閑静な住宅街で、交通の便も良く、通学や買物に便利な場所であるため、需要が見込めることから、宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第27号 小郡新町五丁目です。

申請地は、JR上郷駅から南東へ500mに位置する、用途地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産賃貸業を営む法人です。

商業施設や学校に近く、県道整備予定地沿いであり、需要が見込めることから、共同住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第28号 小郡栄町です。

申請地は、JR新山口駅から南東へ770mに位置する、用途地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、無職の者です。

周辺は宅地化が進み、交通の便も良く、需要が見込めるため、共同住宅を建設するものです。

議案第29号 阿知須です。

申請地は、阿知須総合支所から北東へ3.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

実家に近く、住環境のよい母所有の申請地を借受け、自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

議案第30号 徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から東へ1.2kmに位置する、公共投資の対象と

事務局杉山

なっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、福岡県北九州市内に居住し、建設業を営む者です。

山口市内で事業展開をするため、事務所近くの申請地を取得して、資材置場として造成するものです。

議案第31号 阿東生雲西分です

申請地は、阿東地域交流センター生雲分館から北東へ2kmに位置する農用区域内の用途区分が変更された農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する、農地所有適格法人です。

農業用倉庫を建設し、併せて農業用機械と車両置場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、農用地利用計画において指定された用途に供するための転用であり、農地法第4条第6項本文ただし書きに該当し、許可の対象となるものです。

以上の農地法第5条の全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いとため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、先日、担当地区協議会において現地調査および議案審査を過て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

藏重委員

議案30号の件ですが、譲受人は、建設業で福岡となっておりますが、位置図で説明しますと、申請地の反対側に●●●●●●という会社がありますが、今まで建設業を営んでいましたが、休業中です。社員が2名おりますが、申請地に資材置場を置き、また建設業を営むもので問題はないと思います。よろしく願いします。

木原部会長

他にありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第5条申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第5条に係る申請について、議案第8号から議案第31号について一括で採決を行います。

農地法第5条に係る申請について、全て許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

それでは次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局杉山

それでは、26ページをご覧ください。

農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第32号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、

合計191筆 286,664㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用集積計画について、採決を行います。

木原部会長	決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】
木原部会長	挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、計画案のとおり決定し、山口市に回答します。 それでは次に、農用地利用配分計画についての審議を行います。 議案説明を事務局よりお願いします。
事務局杉山	それでは、２７ページをご覧ください。 農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。 議案第３３号です。 地区協議会において協議していただいたとおりで、 合計４２筆、５７、９９４㎡でございます。 計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第４項の各要件を満たしております。 御審議よろしく願いいたします。
木原部会長	ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か意見等があればお願いします。 【意見なし】
木原部会長	特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用配分計画について、採決を行います。 「異議なし」と回答とすることに賛成の方の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】
木原部会長	挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、計画案のとおり「異議なし」として、山口市に回答します。
木原部会長	それでは次に、現況証明についての審議を行います。 議案説明を事務局よりお願いします

事務局杉山

それでは、２８ページをご覧ください。

合わせて参考位置図３２ページをご覧ください。

議案第３４号 現況証明、仁保下郷です。

登記地目が田の土地１筆、５３７㎡については、申請地は平成３年頃から雑木が茂り山林となり、現在に至るものです。

昭和４５年１０月以降で２０年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第３５号 現況証明、朝田です。

登記地目が畑の土地２筆、１３２㎡については、昭和５３年頃から隣接する倉庫等の敷地として利用され、現在に至るものです。

昭和４５年１０月以降で２０年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第３６号 現況証明、徳地引谷です。

登記地目が田の１筆、２７０㎡については、申請地は昭和５１年に倉庫を建築する際に造成し宅地として利用され、現在に至っているものです。

昭和４５年１０月以降で２０年以上を経過していますので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第３７号 現況証明、阿東徳佐下です。

登記地目が畑の土地１筆、２３４㎡については、昭和６３年頃から耕作を放棄し、杉を植林し山林となり現在に至るものです。

昭和４５年１０月以降で２０年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第３８号 現況証明、阿東徳佐下です。

登記地目が畑の土地３筆、合計１，４６０㎡については、昭和６３年頃から耕作を放棄し、杉を植林し山林となり現在に至るものです。

昭和４５年１０月以降で２０年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

それでは、特に意見がないようですので議案第34号から議案第38号の現況証明について証明書を発行することに異議なしとする方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、現況証明につきましては発行することといたします。

以上で本日の議案はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。

事務局から報告をお願いします。

事務局杉山

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。

12月分の受付状況は記載のとおりです。また、報告第2号の諮問事案については、記載のとおりです。

報告については以上です。

木原部会長

ただいまの報告について、各委員さんから何かご質問がありましたらお願いします。

【質問なし】

木原部会長

それでは、報告事項は終わります。

以上で本日の農地部会を終了いたします。

以上、平成２８年度第１０回山口市農業委員会農地部会議事録である。

平成２９年１月１９日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

部 会 長

署名委員

署名委員

記 録 者